

令和6年度

第44回北村山地区自作視聴覚教材コンクール実施要項

1 趣 旨

北村山の未来を拓く人づくりを進めるうえで、郷土の自然や歴史、伝統文化、先人の業績などに対する理解を深めることは重要である。

そこで、郷土の学びに資する視聴覚教材の自作を奨励するとともに、作品の内容・制作技術の向上と利用促進を図るため、自作視聴覚教材のコンクールを開催する。

2 主 催 北村山視聴覚教育センター

3 共 催 北村山地区中学校文化連盟 北村山地区小中学校教育研究会メディア教育部会

4 部 門 学校教育部門 (学校教育で使用する教材)
社会教育部門 (社会教育で使用する教材)
児童生徒作品部門 (児童生徒が制作した教材)

5 種 別 映像教材、デジタルコンテンツ (プレゼンテーション教材、オンライン教材)
紙芝居 等

6 応募要件

- (1) 作品はすべてアマチュアが制作したものとし、同種のコンクールに未発表のものであること。
- (2) 応募対象者は北村山地区に在住または在学、または在勤する者であること。(個人でなく機関・法人・団体の場合には北村山地区にその所在があること)
- (3) 作品内容は次のようなものであること。
 - ①北村山地区の自然、歴史、風土、伝説、文学、文化財、産業、地域課題等、郷土の学びに関するもの。
 - ②学校教育、社会教育で活用する教材に関するもの。
- (4) 作品の上映(上演)時間は概ね20分以内とする。(教材として適した長さで判断されるものであれば特に制限しないが、審査は20分以内で行う)
- (5) 紙芝居は台本と朗読の録音データ(もしくは演示映像等)を添付すること。
- (6) 作品中の著作物等(例:挿入映像、BGM、文章など)については、応募者の責任において、著作権がクリアされたものであること。人物の肖像権等についても同様とする。
- (7) 作品には、別添の「出品票」を添付すること。

7 著作権および作品の教材利用等について

- (1) 応募作品の著作権は応募者に帰属するものとします。なお、応募者は、応募作品について以下の事項について了承することとします。
 - ・応募作品を主催者が複製し、主催者が実施する事業において利用すること。(発表会や各

